

■注意事項及び記載要領

新規申請（助産師又は施術者）

注意事項

- 1 この申請書は、やむを得ない事情によりオンライン申請が行えないときのみ、指定をうけようとする助産師または施術者の住所地（助産所または施術所を開設している助産師または施術者にあっては、当該助産所または施術所の所在地）を管轄する福祉事務所に提出してください。
- 2 申請する場合は指定欠格事由に該当しない事を確認後、誓約事項チェック欄に必ず☑してください。また、指定を受けようとするすべての業務の種類の免許証の写しを必ず添付してください。
- 3 指定された場合には、東京都告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 申請内容は太枠線内に記載してください。
- 2 「業務の種類」欄には、指定を受けようとするすべての業務の種類を○で囲んでください。
- 3 「助産師又は施術者」欄には、指定を受けようとする助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
- 4 「開設している助産所又は施術所」欄は、助産師又は施術者本人が開設している助産所又は施術所について、その名称、所在地及び開設者名を記載してください。施術所を開設していない場合（出張専業を含む）は、「開設している助産所又は施術所」欄は何も記入しないでください。
「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用いてください。
- 5 指定年月日は、原則福祉事務所がこの申請書を收受した月の1日となります。
ただし、他県市で既に生活保護法の指定を受けている助産師又は施術者が都内へ転入した場合（助産所又は施術所を開設している者は、当該助産所又は施術所が都内に移転した場合）で、引き続き患者に助産又は施術を行っている場合は、遡及が認められる場合があります。
- 6 <申請者>欄の申請者連絡先については、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。